

議案第 31 号

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めるためである。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第9条」に、「第12条・第13条」を「第10条・第11条」に、「第4章の2」を「第5章」に、「第14条―第19条」を「第12条―第15条」に、「第4章の2の2」を「第6章」に、「第19条の2・第19条の3」を「第16条・第17条」に、「第4章の3」を「第7章」に、「第20条・第21条」を「第18条・第19条」に、「第5章」を「第8章」に、「第22条・第23条」を「第20条・第21条」に、「第6章」を「第9章」に、「第24条・第25条」を「第22条・第23条」に、「第7章」を「第10章」に、「第26条・第27条」を「第24条・第25条」に、「第8章」を「第11章」に、「第28条・第29条」を「第26条・第27条」に、「第9章」を「第12章」に、「第30条・第31条」を「第28条・第29条」に、「第10章」を「第13章」に、「第32条・第33条」を「第30条・第31条」に、「第11章」を「第14章」に、「第34条・第35条」を「第32条・第33条」に、「第12章」を「第15章」に、「第36条」を「第34条」に、「第13章」を「第16章」に、「第37条」を「第35条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とし、第4章中第12条を第10条とする。

第13条中「第8条から第11条まで」を「第8条及び第9条」に改め、同条を第11条とし、第4章の2中第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条を削り、第17条を第14条とする。

第18条を削る。

第19条中「第11条」を「第9条」に改め、同条を第15条とする。

第4章の2を第5章とする。

第4章の2の2中第19条の2を第16条とする。

第19条の3中「第11条及び第15条から第18条」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第17条とする。

第4章の2の2を第6章とする。

第4章の3中第20条を第18条とする。

第21条中「第11条及び第15条から第18条まで」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第19条とする。

第4章の3を第7章とする。

第5章中第22条を第20条とする。

第23条中「第11条及び第15条から第18条まで」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第21条とする。

第5章を第8章とする。

第6章中第24条を第22条とする。

第25条中「第11条、第15条、第17条及び第18条」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第23条とする。

第6章を第9章とする。

第7章中第26条を第24条とする。

第27条中「第11条、第15条、第17条及び第18条」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第25条とする。

第7章を第10章とする。

第8章中第28条を第26条とする。

第29条中「第11条及び第15条から第18条まで」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第27条とする。

第8章を第11章とする。

第9章中第30条を第28条とする。

第31条中「第11条及び第15条から第17条まで」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第29条とする。

第9章を第12章とする。

第10章中第32条を第30条とする。

第33条中「第11条及び第15条から第17条まで」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第31条とする。

第10章を第13章とする。

第11章中第34条を第32条とする。

第35条中「第11条、第15条、第17条及び第18条」を「第9条、第13条及び第14条」に改め、同条を第33条とする。

第11章を第14章とする。

第36条中「（平成30年厚生労働省令第4号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」を「（令和3年厚生労働省令第9号。以下「第9号改正省令」という。）」に改め、第12章中同条を第34条とする。

第12章を第15章とする。

第13章中第37条を第35条とする。

第13章を第16章とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

（経過措置）

- 2 令和3年4月1日から同年9月30日までに限り、第34条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（第9号改正省令附則第2条、第3条、第4条（第9号改正省令による改正後の基準省令第3条の31第3項第2号及び第3号に係る部分を除く。）、第5条及び第6条並びに第8条から第11条までの規定を含む。）」と読み替えるものとする。
- 3 令和3年10月1日から令和6年3月31日までに限り、第34条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（第9号改正省令附則第2条、第3条、第4条（第9号改正省令による改正後の基準省令第3条の31第3項第2号及び第3号に係る部分を除く。）、第5条、第6条、第8条、第9条及び第11条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

4 前項の期間が終了した後、当分の間、第34条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（第9号改正省令附則第6条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 32 号

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるためである。

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第8条」に、「第11条―第13条」を「第9条―第11条」に、「第14条・第15条」を「第12条・第13条」に、「第16条」を「第14条」に、「第17条」を「第15条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とし、第4章中第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「第6条及び第8条から第10条まで」を「第6条から第8条まで」に改め、同条を第11条とする。

第5章中第14条を第12条とする。

第15条中「第6条、第8条から第10条まで及び第12条」を「第6条から第8条まで及び第10条」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「（平成30年厚生労働省令第4号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）」を「（令和3年厚生労働省令第9号）」に改め、第6章中同条を第14条とする。

第7章中第17条を第15条とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに限り、第14条中「改正後の予防基準省令」とあるのは、「改正後の予防基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則第2条から第5条までの規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



議案第 33 号

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正により、指定介護予防支援の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるためである。

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年流山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条中「（平成30年厚生労働省令第4号）」を「（令和3年厚生労働省令第9号）」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

- 2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに限り、第6条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令附則第2条から第4条までの規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 34 号

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を改めるためである。

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

流山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条中「基準は、」を「基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）及び」に、「（平成30年厚生労働省令第4号）」を「（令和3年厚生労働省令第9号。附則第2項において「第9号改正省令」という。）」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日までの間は」を「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに限り」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に、「附則第3条」を「（平成30年厚生労働省令第4号）附則第3条及び第9号改正省令附則第2条から第4条まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和6年4月1日から令和9年3月31日までに限り、第6条中「改正後の基準省令」とあるのは、「改正後の基準省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）附則第3条の規定を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布され、同月13日等をもって施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、同法の規定を引用している用語の定義の改正について特に緊急を要したため、同月12日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

流山市新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

流山市長 井 崎 義 治

流山市新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例  
流山市新型コロナウイルス感染症対策条例（令和2年流山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年3月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が令和3年2月3日に公布され、同月13日等をもって施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、同法の規定を引用している用語の定義の改正について特に緊急を要したため、同月12日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。



## 専 決 処 分 書

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年2月12日

流山市長 井 崎 義 治

## 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）を次のように改正する。

附則第10条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。